
種 別： 論説

タイトル： 傷害保険契約における偶然性の立証責任

著 者： 清水 太郎

所 収： 『上智法学論集』第 63 卷 4 号（令和 2 年 3 月）99-127 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

傷害保険契約における偶然性の立証責任

清水 太郎

- I はじめに
- II 最判平成 13 年 4 月 20 日以前の学説および裁判例
- III 最判平成 13 年 4 月 20 日およびこれに対する学説の評価
- IV 保険法下の議論
- V 検討
- VI 終わりに

I はじめに

保険法の重要な解釈問題の一つとして、傷害保険契約における偶然性の立証責任の所在が挙げられる。つまり、約款上、傷害保険契約は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、保険金を支払うものであるが、ここでいう偶然とは、被保険者の意思に基づかないこと、故意ではないことと解されている。その反面、被保険者の故意によって生じた傷害については保険金を支払わない旨が規定されている。また、生命保険契約の災害関係特約においても、対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ、分類提要の事故原因の分類項目によるものとされている（最近では、分類提要を引用していない約款もある。）。その反面、被保険者の故意または重大な過失に基づく事故に保険金は支払われないと規定している。ここでいう偶発性は、被保険者の意思に基づかないこと、故意ではないことと解されている。つまり、傷害保険契約における偶然性および災害関係特約における偶発性は同義であり（以下、便宜上「偶然性」で統一する。）、そして両者における保険事故規定と免責規定は、同旨を表裏から規定

していることになる⁽¹⁾。

立証責任の所在についての民事訴訟法上の法律要件分類説に従うと、権利根拠規定である偶然性の立証責任が保険金請求者側に、権利障害規定である故意の立証責任が保険者側に課せられるように読めるので、いずれが偶然性の立証責任を負うのか、約款上は明らかではない。立証責任の所在は、最終的には、当該事案が真偽不明となった場合に、いずれの当事者が不利益を被るかという問題に帰着する。

この問題については、災害関係特約に関する最判平成13年4月20日民集55巻3号682頁⁽²⁾および傷害保険契約に関する最判平成13年4月20日判時1751号171頁⁽³⁾(以下、あわせて「最判平成13年4月20日」とするが、判旨を引用する場合には、便宜上、傷害保険契約のものをを用いる。)がリーディングケースであり、偶然性の立証責任は保険金請求者側に課せられることを明らかにした。しかしながら、最判平成13年4月20日それ自体に対する学説の評価も分かれている上、その後の下された各種損害保険契約における一連の最高裁判例との関係や保険法が傷害疾病定額保険契約の免責事由(80条)を新設したと相まって、傷害保険契約における偶然性の立証責任の所在についての議論が錯綜している。

そこで、以下において、最判平成13年4月20日以前の学説および裁判例(Ⅱ)、最判平成13年4月20日に対する学説の評価(Ⅲ)および保険法下の議論(Ⅳ)を確認し、保険法下においては偶然性の立証責任を保険者および

(1) 甘利公人=福田弥夫=遠山聡・ポイントレクチャー保険法〔第2版〕261~262頁(2017年・有斐閣)。

(2) 甘利公人・判例評論518号(判例時報1773号)197頁(2002年)、蛭田円香・判例タイムズ1096号122頁(2002年)、木下孝治・ジュリスト1224号107頁(2002年)、竹濱修・私法判例リマックス25号106頁(2002年)、堀田佳文・法学協会雑誌119巻12号2533頁(2002年)、野嶋直=山岡大・龍谷法学34巻4号608頁(2002年)、志田原信三・法曹時報56巻3号792頁(2002年)、小林登・保険事例研究会レポート176号1頁(2003年)、大崎敬子・保険事例研究会レポート176号8頁(2003年)、榊素寛・旬刊商事法務1708号41頁(2004年)、江頭憲治郎・保険法判例百選196頁(2010年)。

(3) 甘利・前掲註(2)197頁および法学教室254号113頁(2001年)、蛭田・前掲註(2)122頁、野嶋=山岡・前掲註(2)608頁、榊・前掲註(2)41頁、福田弥夫・損害保険研究63巻4号281頁(2002年)、小西みも恵・法と政治54巻3号23頁(2003年)。

保険契約者のいずれが負うのかについて、改めて検討する（V）。なお、本稿は、差し当たり定額給付型の傷害保険契約を念頭に置いている。

Ⅱ 最判平成 13 年 4 月 20 日以前の学説および裁判例

1 保険金請求者負担説

最判平成 13 年 4 月 20 日以前の学説は、下記のように議論が対立しており、いずれの立場が通説的見解であるのか、よく分からない状況であった。もともと、裁判例の件数としては、保険金請求者負担説によるものが多かった。

保険金請求者負担説は、傷害保険契約は生命保険契約とは異なり、死亡それ自体ではなく、急激かつ偶然な外来の事故による傷害を直接の原因として死亡した場合に保険金を支払うと規定しているので、保険金請求者側が偶然性の立証責任を負うとするものである⁽⁴⁾。これは、法律要件分類説に則った学説である。

学説は、事故の偶然性を傷害事故のメルクマールの 1 つとして、傷害事故の概念の中に取り込んだため、当事者間の合意により、偶然性の立証責任が保険金請求者側に転換されたとしたり⁽⁵⁾、証拠との距離⁽⁶⁾を問題にされたりする。

保険金請求者負担説による裁判例として、岐阜地大垣支判昭和 57 年 10 月 18 日文研生判 3 巻 258 頁、大阪高判昭和 58 年 10 月 28 日文研生判 3 巻 403 頁⁽⁷⁾、東京地判平成 2 年 3 月 5 日文研生判 6 巻 177 頁⁽⁸⁾、鳥取地判平成 2

(4) 田辺康平・新版現代保険法 274 頁（1995 年・文真堂）、西島梅治・保険法〔第三版〕388 頁（1998 年・悠々社）、潘阿憲「傷害保険および生命保険の災害関係特約における偶然性の立証責任—立法論的検討—」文研論集 124 号 251 頁（1998 年）および「傷害事故の偶然性の立証責任と保険金請求権の帰趨」賠償科学 26 号 120 頁（2001 年）。

(5) 潘・前掲註（4）文研論集 250～251 頁および賠償科学 120 頁。

(6) 神原和彦「災害保障特約における契約関係者の保険事故招致による免責に関する一考察」保険学雑誌 494 号 62～63 頁（1981 年）。

(7) 村上英雄・文研保険事例研究会レポート 31 号 1 頁（1987 年）。

年6月12日文研生判6巻204頁⁽⁹⁾、東京地判平成3年7月4日判時1409号115頁⁽¹⁰⁾、東京地判平成3年10月30日判時1431号159頁⁽¹¹⁾、東京地判平成4年5月26日文研生判7巻83頁⁽¹²⁾およびその控訴審である東京高判平成4年10月27日文研生判7巻182頁⁽¹³⁾、仙台地判平成4年8月20日判時1455号155頁⁽¹⁴⁾およびその控訴審である仙台高判平成6年3月28日判タ878号274頁⁽¹⁵⁾、山口地徳山支判平成8年9月27日判タ929号256頁、福島地いわき支判平成8年10月24日判タ967号230頁⁽¹⁶⁾、長野地伊那支判平成8年11月11日判タ946号259頁、福岡地判平成9年5月9日判タ982号259頁およびその控訴審である福岡高判平成10年1月22日判時1670号81頁⁽¹⁷⁾、東京地判平成9年5月29日判タ961号264頁(災害関係特約に関する最判平成13年4月20日の第一審)、東京地判平成10年1月26日判タ982号263頁、高松地丸亀支判平成10年2月27日判タ981号254頁、福岡高判平成10年6月29日判タ1019号233頁、大分地日田支判平成10年7月28日生判10巻282頁⁽¹⁸⁾、福岡高判平成10年8月28日判タ1015号250頁、大阪地判平成11年11月11日交通民集32巻6号1808頁、山口支徳山支判平成11年11月24日交通民集32巻6号1843頁、名古屋地岡崎支判平成12年3月2日判時1727号152頁、高松高判平成12年3月9日生判12巻153頁、東京地判平成12年5月10日金商1099号42頁等がある。

(8) 八木邦治・文研保険事例研究会レポート74号7頁(1991年)。

(9) 松本好史・文研保険事例研究会レポート86号1頁(1993年)。

(10) 宮川剛志・文研保険事例研究会レポート86号8頁(1993年)。

(11) 山下友信・ジュリスト1044号132頁(1994年)。

(12) 国分勇司・文研保険事例研究会レポート95号8頁(1994年)。

(13) 同上。

(14) 杉本高利・文研保険事例研究会レポート112号6頁(1995年)、小林俊明・ジュリスト1090号159頁(1996年)。

(15) 杉本・前掲註(14)6頁、中西正明・文研保険事例研究会レポート113号1頁(1996年)。

(16) 出口正義・損害保険研究60巻4号231頁(1999年)。

(17) 木下賢治・判例タイムズ1029号88頁(2000年)。

(18) 安達一晶・文研保険事例研究会レポート146号10頁(1999年)。

2 一応の説明

一応の説明は、法律要件分類説に則った保険金請求者負担説を前提に、証明の困難な事故の偶然性という消極的事実の立証責任を保険金請求者に帰属させることの不合理性から、証明の程度として厳格な証明ではなくて一応の説明で足りるとされる立場である⁽¹⁹⁾。この学説は、人は自分から自身を傷つけるものではないという自己保存本能から、外形的に事故であることを証明すれば、偶然性の立証としては十分であるとされる⁽²⁰⁾。

一応の説明によると 偶然性の立証責任は、外形的に事故であるという一応の説明で足りるので、保険金請求者側に偶然性の立証責任を課したとしても、著しく不利益ということにはならない。しかしながら、保険金請求者のなした一応の説明に対する反証の程度が不明であり、保険者の反証が間接反証で足りるとなると、結果的に保険金請求者に非故意性の証明責任を課すことと変わらなくなり、立証責任を軽減するという目的に反すると批判されている⁽²¹⁾。

もっとも、一応の説明と下記の保険者負担説は、具体的事案に即して考えると相違は大きくないとも指摘されている⁽²²⁾。

一応の説明による裁判例として、大阪地判昭和 48 年 5 月 31 日判タ 300 号 276 頁⁽²³⁾、福井地武生支判平成 5 年 1 月 22 日判タ 822 号 261 頁⁽²⁴⁾、福

(19) 大森忠夫「商法における傷害保険契約の地位」保険契約法の研究 120 頁（1969 年・有斐閣）、古瀬村邦夫「生命保険契約における傷害特約」ジュリスト 769 号 144 頁（1982 年）、石田満「傷害保険契約における立証責任」保険契約法の論理と現実 301 頁（1995 年・有斐閣）および商法Ⅳ（保険法）【改訂版】349 頁（1997 年・青林書院）、松本博之「保険金請求訴訟における証明責任と具体的事実陳述義務」昭和商法史 673 頁（1996 年・日本評論社）。

(20) 笹本幸祐「人保険における自殺免責条項と証明責任（4・完）」文研論集 131 号 145 頁（2000 年）。

(21) 山野嘉朗「保険事故一偶然性」傷害保険の法理 114 頁（2000 年・損害保険事業総合研究所）。

(22) 福田・前掲註（3）287 頁。

(23) 横山季由・生命保険判例百選（増補版）172 頁（1988 年）。

(24) 江頭憲治郎・損害保険判例百選〔第二版〕174 頁（1996 年）。

岡地判平成8年8月28日生判8巻602頁(前掲福岡高判平成10年6月29日の原審)⁽²⁵⁾、高松高判平成10年6月15日判タ986号286頁、大阪地判平成10年7月29日生判10巻293頁⁽²⁶⁾、東京地判平成11年7月22日判タ1056号267頁、東京地裁平成11年9月30日判タ1025号268頁⁽²⁷⁾等がある。

3 保険者負担説

保険者負担説は、偶然性を請求原因と解した場合に、保険契約者が極めて不合理な立証責任を強いられることになり酷であるという批判から成り立っている⁽²⁸⁾。

学説は、約款の構造を挙げられたり⁽²⁹⁾、契約当事者間における証拠の収集・分析能力の差異⁽³⁰⁾、急激性および外来性は保険事故の客観的要素である反面、偶然性は保険事故の主観的要素であり、偶然性は故意の事故招致ではないという免責事由の不存在で足りるとされたり、実体法上規定されている保険事故の要素の立証責任が手続法・証拠法上の観点から決定されてよいとされたり⁽³¹⁾、免責条項に該当すると保険給付が行われないという免責条項の重要性から、契約当事者がそれを確認的な意味にすぎないものとして合意したとは考え難いとされたり⁽³²⁾、裁判所は保険者の間接事実の積み重ねた故意の立証に好意的になっていることや旧簡易保険法との比較から、約款規定は、保険者が被保険者の故意の立証責任を負担する旨を示したものと解さざるを得ないとされている⁽³³⁾。

(25) 寛敏英=豊村健治・文研保険事例研究会レポート132号7頁(1998年)。

(26) 坂本秀文・文研保険事例研究会レポート150号1頁(2000年)。

(27) 清河雅孝・私法判例リマックス22号106頁(2001年)。

(28) 遠山聡「傷害保険契約および生命保険災害関係特約における偶然性の立証責任(1)」白鷗法学18号76頁(2001年)。

(29) 中西正明「傷害保険—普通傷害保険の契約を中心として—」傷害保険の法理26頁(1992年・有斐閣)。

(30) 小林・前掲註(14)162頁。

(31) 山下・前掲註(11)135頁。

(32) 山野・前掲註(21)114~115頁。

(33) 竹濱修「人保険における自殺免責条項」立命館法学225・226号1089~1090頁(1992

保険者負担説による裁判例として、東京地判昭和60年6月18日文研生判4巻196頁、高松地判平成2年1月29日判タ744号209頁、広島高松江判平成3年12月13日文研生判6巻447頁（前掲鳥取地判平成2年6月12日の控訴審）⁽³⁴⁾、神戸地判平成8年7月18日判時1586号136頁⁽³⁵⁾、神戸地判平成8年8月26日判タ934号275頁およびその控訴審である大阪高判平成11年3月18日判時1691号143頁、東京地判平成11年5月17日判時1714号146頁等がある。

Ⅲ 最判平成13年4月20日およびこれに対する学説の評価

1 最判平成13年4月20日の事実および判旨

上記のような状況の中、最判平成13年4月20日は、偶然性の立証責任について、最高裁としての立場を明らかにした。本件の事実関係は、被保険者が五階建てアパート屋上から転落死したものであり、これは自殺と認定されている。

最高裁は、傷害保険契約における偶然性の立証責任の所在について、「本件各約款に基づき、保険者に対して死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。ただし、本件各約款中の死亡保険金の支払事由は、急激かつ偶然な外来の事故とされているのであるから、発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。本件各約款のうち、被保険者の故意等によって生じた傷害に対しては保険金を支払わない旨の定めは、保険金が

年)。

(34) 松本・前掲註(9)1頁。

(35) 山野嘉朗・判例評論462号(判例時報1603号)200頁(1997年)。

支払われない場合を確認的注意的に規定したものととどまり、被保険者の故意等によって生じた傷害であることの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである。」と判示した。なお、亀山継夫裁判官の補足意見が付されている。

2 最判平成13年4月20日に対する学説の評価

まず、最判平成13年4月20日を全体としてみると、被保険者の付保金額が約25億円でモラルハザード防止の要請が強く⁽³⁶⁾、この金額を短期集中的に加入しているという点からは、他の免責法理でも対応可能な事案でもあった⁽³⁷⁾。さらに、本件においては自殺が認定されていることから、立証責任の所在が直接に問題となっていたわけではないという特徴がある⁽³⁸⁾。

次に、最判平成13年4月20日の理由付けとして、形式的な理由である約款の文言解釈と、実質的な理由であるモラルリスク対策が挙げられている。後者は、前者を補強するものであると考えられている⁽³⁹⁾。これらの理由付けに対して、学説上は、次のように議論されているが、概して否定的である。

第一の理由付けである約款の文言解釈という点については、故意や自殺行為を保険者の免責事由として挙げていることとの整合性を単に確認的注意的規定としたものととどまるといふのみで、その理由は理論的に明らかにされていないし、なぜ確認的注意的規定といえるのかの説明もされていないと批判されている⁽⁴⁰⁾。また、約款の文言という観点からは、調査官解説によると、最判平成13年4月20日が、約款上、保険事故に偶然性が含まれていな

(36) 甘利・前掲註(2)199頁、堀田・前掲註(2)2542頁、山野嘉明「傷害保険における『偶然性』の立証責任と最高裁判決一問題点と今後の課題一」生命保険論集137号31頁(2001年)。

(37) 榑・前掲註(2)45頁。

(38) 福田・前掲註(3)293頁、山野・前掲註(36)30頁、甘利公人「保険契約における保険事故の立証責任」保険学雑誌600号171頁(2008年)、中島肇「『不存在の証明』をめぐる事実認定の手法」民事訴訟法の理論609頁(2018年・有斐閣)。

(39) 石田満=出口正義=甘利公人「保険法の要件事実」要件事実の現在を考える154頁(2006年・商事法制)。

(40) 甘利・前掲註(2)200頁、堀田・前掲註(2)2543頁。

いものについては、その射程が及ぶものではないとされている点に注意する必要がある⁽⁴¹⁾。言い換えると、傷害保険契約のみならず、他の種類の保険契約においても保険事故概念に「偶然性」を入れた約款規定にすれば立証責任の転換が認められるのか否かということである⁽⁴²⁾。

この点については、約款が明示的に支払事由として偶然性を挙げており、これを無視するような解釈は、故意が確認的注意的な規定であると解釈することよりも困難であると反駁されている⁽⁴³⁾。そうであるとしても、同じ約款中の偶然性と故意のいずれに重点を置いて解釈するかは、難しい問題である。

第二の理由付けであるモラルリスク対策という点について、最高裁は、「保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある」としており、「おそれ」という文言を2度用いてモラルリスクの可能性に言及している。この点については、「おそれ」を懸念して、請求原因説を政策的に擁護、補強していると考えられている⁽⁴⁴⁾。しかしながら、モラルリスクと立証責任の所在は直結しないし⁽⁴⁵⁾、不正請求のおそれは保険制度一般に認められるにもかかわらず、傷害保険契約がなぜ特別なのか実質的な理由がないと批判されている⁽⁴⁶⁾。

この点については、傷害保険契約は、他の保険種目と比べて相対的に不正請求のおそれが大きいものであることに加えて、保険金請求者が偶然性の立証責任を負担しなければ、さらに不正請求の実現も容易化されるという意味においても、不正請求のおそれが増大すると反駁されている⁽⁴⁷⁾。

確かに、傷害保険契約は、保険事故を一定の範囲に限定しているから、低

(41) 志田原・前掲註(2) 820頁。

(42) 竹濱・前掲註(2) 109頁、甘利・前掲註(38) 166頁。

(43) 出口正義「保険法の若干の解釈問題に関する一考察」損害保険研究 71 卷 3 号 41 頁 (2009年)。

(44) 木下・前掲註(2) 108頁。

(45) 甘利・前掲註(2) 200頁。

(46) 木下・前掲註(2) 108頁、遠山・前掲註(28) 65頁。

(47) 出口・前掲註(43) 41頁。

廉な保険料で高額な保険金を設定することができるので、相対的にモラルリスクのインセンティブが働くことは否定できない。だからといって、その可能性にまで考慮の範囲を広げられると、際限が無くなってしまわないかと思われる。

そして、第一および第二の理由付け以外の問題点である証明度について最高裁は何も言及していないことから、一応の証明を否定した趣旨ではないとされる学説⁽⁴⁸⁾と、何ら限定がない以上、一応の証明では足りずに通常の証明が必要であるとされる学説もあった⁽⁴⁹⁾。この点、保険者の故意免責条項を確認的注意的規定であるとする、保険金請求の可否は保険金請求者側の偶然性の立証如何が決定的となるため、一応の証明を入れる余地は理論的には見いだせないとも考えられる⁽⁵⁰⁾。しかしながら、最判平成 13 年 4 月 20 日後の裁判例として、青森地八戸支判平成 18 年 6 月 26 日判タ 1258 号 295 頁⁽⁵¹⁾、山口地周南支判平成 20 年 9 月 17 日生判 20 卷 486 頁⁽⁵²⁾およびその控訴審である広島地判平成 21 年 4 月 22 日生判 21 卷 312 頁⁽⁵³⁾が保険金請求者側の立証の程度を軽減している。最判平成 13 年 4 月 20 日が保険金請求者側の立証の負担を考慮していないことから、これを減らす法理を採用・発展させるべきであるという立場からすると⁽⁵⁴⁾、これらの裁判例は妥当なものと思われる。

なお、通説は最判平成 13 年 4 月 20 日以後に損害保険契約に関して下された一連の最高裁判決とは偶然性の立証責任について、最判平成 13 年 4 月 20 日が一貫性に欠けると主張されているので⁽⁵⁵⁾、この点も問題となり、後に検討する。

いずれにしても、通常は最高裁判決が出されればこれを前提にして議論さ

(48) 甘利・前掲註 (3) 112 頁。

(49) 野嶋=山岡・前掲註 (2) 630 頁。

(50) 竹濱・前掲註 (2) 109 頁。

(51) 石田満編・保険判例 2009 [梅村悠] 164 頁 (2009 年・保険毎日新聞社)。

(52) 岡本知浩・保険事例研究会レポート 256 号 10 頁 (2011 年)。

(53) 同上。

(54) 山野・前掲註 (36) 45 頁。

(55) 甘利=福田=遠山・前掲註 (1) 264 頁。

れるが、本件はその例外であり、議論が収束される見込みはなく⁽⁵⁶⁾、最判平成13年4月20日以後も、保険者負担説が主張されている⁽⁵⁷⁾。

IV 保険法下の議論

1 保険法制定時の議論

法制審議会保険法部会においては、最判平成13年4月20日の判例変更について、傷害疾病定額保険契約においてコンセンサスが得られたのは任意規定としてではあれ、法定の免責事由を新設するということであって、委員の中からは、最判平成13年4月20日が維持できないとか、最判平成13年4月20日の判断が下されたときの前提とは異なる状況が生まれているという発言もあった⁽⁵⁸⁾。結局のところ、この問題は、解釈に委ねられている⁽⁵⁹⁾。

最判平成13年4月20日の当時とは異なり、保険法は傷害疾病定額保険契約の保険者免責に関する規定を整備したことから、この規定が任意規定であるとしても、保険金請求者側に相当に不利益が生じうる解釈がそのまま維持されうるものかどうかは、議論のあるところである⁽⁶⁰⁾。

最判平成13年4月20日は、偶然性の立証責任を保険金請求者に負担させる理由として、約款の文言解釈とモラルリスク対策を挙げていたので、この観点から学説を分類すると、以下のようになる。

(56) 榊素寛「保険事故の要件論を巡る最高裁判例・下級審裁判例・学説の緊張関係」損害保険研究 75 巻 4 号 266 頁（2014 年）。

(57) 岡田豊基「傷害保険契約における偶然性の立証責任」損害保険研究 65 巻 1・2 号 355～356 頁（2003 年）、山本哲生「保険事故の偶然性について」生命保険論集 160 号 15 頁（2007 年）、桜沢隆哉「傷害保険契約における保険事故と偶然性・外来性—平成 19 年の外来性をめぐる三つの最高裁判決を契機として—」生命保険論集 164 号 245 頁（2008 年）。

(58) 法制審議会保険法部会第 23 回会議議事録 44～45 頁。

(59) 萩本修編著・一問一答保険法 194 頁（2009 年・商事法務）。

(60) 山下友信＝竹濱修＝洲崎博史＝山本哲生・保険法（第 4 版）363 頁〔竹濱修〕（2019 年・有斐閣）。

2 学説

(1) 保険金請求者負担説

保険金請求者負担説は、傷害保険契約において、偶然性という要素は、給付事由である傷害の本質的な内容となっており、その立証責任は、約款上、偶然性の要素を含めた3要件の立証責任が保険給付請求権者側に課されることになり、80条はその限りで任意規定と解さざるを得ないとされる⁽⁶¹⁾。加えて、任意規定が設けられたことだけで、最判平成13年4月20日が意義を失ったと考えるのは早計であるとされている⁽⁶²⁾。また、学説は、モラルリスクを重視されている⁽⁶³⁾。

(2) 保険者負担説

保険者負担説は、約款の文言解釈という観点からは、約款上、被保険者による故意免責の規定があることから、事故が偶然でないことの立証責任は保険者が負担すべきであると解されるとされる⁽⁶⁴⁾。

また、モラルリスク対策という観点からは、統計を参照されて不正請求のおそれが他の保険よりも大きいという証拠はないとか⁽⁶⁵⁾、不正請求の根本的な原因は、事前に十分な調査をしないで契約の過度の累積を可能としている保険会社の募集の在り方にも問題があるとされている⁽⁶⁶⁾。

(3) 80条に注目する学説

改正前商法は、損害保険契約と生命保険契約の二類型を規律していた。つ

(61) 潘阿憲・保険法概説(第2版)311頁(2018年・中央経済社)。

(62) 江頭・前掲註(2)197頁。

(63) 佐野誠「新保険法における傷害保険約款規定」生命保険論集166号12頁(2009年)、山下典孝「人身傷害補償保険における傷害概念の偶然性の立証責任」インシュアランス損保版4625号8頁(2015年)。

(64) 岡田豊基・現代保険法〔第2版〕380頁(2017年・中央経済社)。

(65) 神谷高保「保険事故の偶然性の立証責任—修正された法律要件分類説と保険契約法—(2・完)」民商法雑誌140巻2号175頁(2009年)。

(66) 榊素寛・民商法雑誌132巻6号931頁(2005年)。

まり、最判平成 13 年 4 月 20 日の判断が下された当時は、傷害保険契約は約款のみによって規律されていた。しかしながら、保険法は、定額か実損てん補かは別として、傷害疾病保険契約の規律を設けている。この点に関して、学説は、以下のように主張されている。

まず、保険法施行後は、傷害保険契約に実体法規上の基礎が創設され、任意規定か否かは別として、当該実体法規において、故意の事故であることの立証責任は保険者が負うと規定されてならば、約款文言が同一であったとしても、最判平成 13 年 4 月 20 日の解釈は変更される可能性があると考えられる⁽⁶⁷⁾。

次に、80 条が新設されたことにより、少なくとも法律上の枠組みとしては、保険者が被保険者等の故意を主張すべきであると解される。同条は任意規定であるから約款によって別の約定をすることができるとしても、保険契約者等に不利益を相当に生じさせる場合には問題があり、消費者契約法 10 条の見地から審査されることになる⁽⁶⁸⁾。

そして、最判平成 13 年 4 月 20 日においては、約款の故意免責条項は確認的注意的規定であるとして実質的に無意味とされたが、そのような議論があることを承知の上で、保険法に故意免責規定が置かれたということは、保険法の下での最判平成 13 年 4 月 20 日の判例としての意義に疑問を持たせるに十分であるとされる⁽⁶⁹⁾。

3 裁判例

保険法下において偶然性の立証責任の所在について明言した事例として、旭川地判平成 26 年 1 月 20 日自保ジャーナル 1921 号 163 頁、東京地判平成

(67) 土岐孝宏「傷害保険契約における偶然性の立証責任分配に関する将来展望—法制審議会保険法部会・保険法の見直しに関する中間試案を踏まえて—」損害保険研究 69 巻 4 号 35 頁 (2008 年)。

(68) 竹瀆修「生命保険契約および傷害疾病保険契約特有の事項」ジュリスト 1364 号 48 頁 (2008 年)。ただし、竹瀆教授は、保険法と異なる約款規定が直ちに消費者契約法によって無効となるのではなく、解釈の入る余地があると説明されている (交通法研究 38 号 48 頁 (2010 年))。

(69) 山下友信「保険法と判例法理への影響」自由と正義 60 巻 1 号 34 頁 (2009 年)。

28年5月12日LEX/DB25533920、名古屋地判平成28年9月26日判時2332号44頁⁽⁷⁰⁾、福岡高判平成29年6月28日金商1540号51頁が挙げられるが、いずれも、保険金請求者側に偶然性の立証責任があるとしている。

上記の裁判例を概観すると、偶然性の立証責任を保険金請求者側に負わせる理由として全ての裁判例で示されているのが約款の文言解釈であり、モラルリスク対策に言及しているのは前掲旭川地判平成26年1月20日および前掲名古屋地判平成28年9月26日である。

このことから、保険法の施行は、裁判例における偶然性の立証責任の所在についての解釈を変更するほどの影響力はなく、裁判例においては約款の文言解釈という形式的根拠が重視されているといえる⁽⁷¹⁾。

ところで、前掲名古屋地判平成28年9月26日は、「保険法80条1号は確認的な規定と解さざるを得ないが、同条同号は任意規定とされているから、直ちにこれに反するわけではない」としている。しかし、疑問である。

法律の条文には、例えば商法508条2項のように確認的注意の規定と解することができる規定がないわけでもないが、この場合は他の条文から同旨が導かれるから⁽⁷²⁾、特段の問題はない。しかしながら、保険法80条1号の故意・重過失免責が他の規定から同旨が導かれるかという点、直ちに肯定することは難しいように思われる。それは、故意は偶然の反対概念であるが、2条9号において偶然の文言はないことから、ここから導くことはできない。また、保険という制度上、故意が認められないのは当然であるとも考えられる。しかし、保険制度と保険法は別個のものなので⁽⁷³⁾、やはり、故意免責の明文規定は必要である。加えて、重過失は、故意と偶然性のような関係に

(70) 土岐孝宏・法学セミナー754号107頁(2017年)、山下典孝・金融・商事判例1536号104頁(2018年)、山田康裕・共済と保険60巻3号22頁(2018年)、横田尚昌・保険事例研究会レポート315号1頁(2018年)、中出哲・損害保険研究80巻2号219頁(2018年)、北田康治・法律のひろば71巻11号56頁(2018年)、鄭燦玉・旬刊商事法務2211号110頁(2019年)。

(71) 山田康裕「傷害保険の偶然性—保険法施行後の立証責任と立証の程度—」保険学雑誌645号149頁(2019年)。

(72) 近藤光男・商法総則・商行為法〔第8版〕127頁(2019年・有斐閣)。

(73) 江頭憲治郎・商取引法〔第8版〕429頁(2018年・弘文堂)。

ないので、尚更である。

このように考えると、確かに保険法 80 条は任意規定であるが、確認的規定とまで判示するのは言い過ぎであるように思われる。

4 実務の主張・対応

ここまででは、学説と（裁）判例を概観してきたが、約款を作成するのは保険会社であることから、実務の主張・対応も見ておきたい。

まず、約款中に故意が存在することについてである。保険会社が作成した傷害保険契約の約款中には偶然性と故意の双方が存在しているが、最判平成 13 年 4 月 20 日を前提とすると、後者は不要なはずである。それにもかかわらず、故意が規定されている（あるいは、削除されていない）ことについては、保険契約者側にとって最も具体的に参照可能な約款の、具体的な免責事由の中に、故意が掲げられていないことは、保険契約者等へのわかりやすさの観点からは採用しがたいと説明されている⁽⁷⁴⁾。最判平成 13 年 4 月 20 日をめぐる議論の中で、学説は約款から免責規定を削除することを提唱していたことからすると、このような体裁の規定を残していることで論点自体を残しているようにも思われるかもしれない⁽⁷⁵⁾。この点については、保険会社が契約内容を明確にして保険契約者の理解を助けることを意図して上記のような体裁にしているのだ⁽⁷⁶⁾、それを責めるのは酷であるように思われる。

次に、モラルリスクに関係することである。最判平成 13 年 4 月 20 日を前提にすると、偶然性の立証責任は保険金請求者側に課されるので、保険会社は、いわば待ちの姿勢でもよいことになる。この点、生損保を問わず、実際

(74) 石田満編・保険判例 2010〔田中秀明〕252 頁（2010 年・保険毎日新聞社）。

(75) 甘利・前掲註（38）167 頁、落合誠一「消費者法の進展の中での保険契約の諸問題」生命保険論集 171 号 28 頁（2010 年）。なお、実務家の論稿で故意免責の削除を提唱するものとして、国分・前掲註（12）14 頁。

(76) 山本到「保険事故における偶然性の立証責任」損害保険研究 69 巻 4 号 63 頁（2008 年）。

竹井直樹・柴田文明「保険約款と保険商品のわかりやすさの向上について—最近の損害保険業界の取り組みと各損害保険会社の商品改定から考察する—」損害保険研究 72 巻 2 号 118～119 頁（2010 年）は、保険契約者等へのわかりやすさと、約款文言を言い換えて法的安定性を確保することの両立は極めて困難であると指摘される。

に偶然性が問題となる事例は、モラルリスクが疑われるものに限られ、モラルリスクを疑われない場合にもかかわらず、保険金請求者側の偶然性の立証が不十分であることを理由として保険金を支払わないことは望ましくない⁽⁷⁷⁾、あるいは、顧客サービスの観点から証明責任の有無にかかわらずに証拠の入手につとめており、特に保険金の不払い決定の場合には、その正当性を保障するためにさらなる証拠の入手に力を入れているとされている⁽⁷⁸⁾。ちなみに、このことに関連して、実務家の論稿においては、偶然性の立証責任について保険金請求者側が消極的事実の立証責任を負うことの困難性に鑑みて、一応の説明に親和的なものが散見された⁽⁷⁹⁾。

以上からすると、保険会社が偶然性の立証責任を問題にするのは、モラルリスクが疑われる事案ということになるので、実際に普通の保険金請求者が不利益を被るようなことにはならないものと思われる。しかしながら、このことは、約款上の矛盾を問題にしなくてよいということではない。

V 検討

1 検討の視座

上記のような議論を前提として、本稿は、次の観点から傷害保険契約における偶然性の立証責任の所在を検討する。

まずは、最判平成13年4月20日が判示しているように、約款の文言解釈(下記2)およびモラルリスク対策(下記3)である。

次に、学説が指摘するように、他の損害保険契約に関して下された一連の最高裁判決との比較(下記4)と、保険法が80条を設けたこととの関係(下

(77) 東京海上日動火災保険株式会社編著・損害保険の法務と実務【第2版】326頁(2016年・金融財政事情研究会)。

(78) 宮川・前掲註(10)11頁

(79) 村上・前掲註(7)6頁、八木・前掲註(8)9頁、木下・前掲註(17)94頁、安達・前掲註(19)15頁。なお、八木・前掲註(8)9頁は、約款上故意免責が規定されている以上、偶然性の立証責任は保険者負担説が妥当と思われるとされていた。

記5)である。

そして、保険法が80条を設けたことと関連して、傷害保険契約の約款にも重過失免責が追加されたが、このこととの関係である(下記6)。

2 約款の文言解釈

傷害保険契約の約款解釈については、既に学説を確認したところではあるが、偶然性を忠実に解釈する保険金請求者負担説と故意を忠実に解釈する保険者負担説があり、これら以外に、偶然性と故意の双方に意味を持たせる立場が挙げられている⁽⁸⁰⁾。保険金請求者負担説は、必然的に故意を確認的注意的規定と解することになるし、保険者負担説は、逆に偶然性を確認的注意的規定と解することになる。そして、いずれに重点を置くに決定的な理由はない⁽⁸¹⁾。また、最後の立場については、双方の規定が両立するためには保険事故規定中の偶然の意味が外形上事故を表すことになるが、これは、これまでの傷害保険契約における偶然性の意義から離れてしまうので⁽⁸²⁾、採用しがたい。

結局のところ、保険金請求者負担説によるか、保険者負担説によるかの決定的な決め手があるわけではない⁽⁸³⁾。それどころか、約款文言を根拠に立証責任の所在を決定することへの疑問も呈されていることから⁽⁸⁴⁾、別の根拠が必要である。

3 モラルリスク対策

最判平成13年4月20日は、約款の文言解釈を補強するためにモラルリスク対策について言及している。確かに、傷害保険契約は、保険事故が限定されていることの効果として低廉な保険料で高額な保険金を受け取ることので

(80) 山本・前掲註(57)9～10頁。

(81) 山本・前掲註(57)10頁。

(82) 山本・前掲註(57)11頁。

(83) 山本・前掲註(57)14頁。

(84) 山下友信「オール・リスク損害保険と保険金請求訴訟における立証責任の分配」転換期の取引法—取引法判例10年の軌跡—551頁(2004年・商事法務)。

きる契約であり、他の保険種目に比して相対的にモラルリスクの懸念があることは否定できない。それでは、傷害保険契約におけるモラルリスクが、立証責任の所在を左右するほどに重大なものなのであろうか。

まず、実務家の調査によると、傷害保険契約よりも火災保険契約および自動車保険契約のほうが不正請求の件数および金額が多い⁽⁸⁵⁾。もっとも、これは、保険金詐欺として司法の判断が平成18年度中に下された分であり⁽⁸⁶⁾、実際には、より多くの件数があると推測することができるが、これを前提にすると、損害保険契約の場合も保険金請求者に偶然性の立証責任が課されてもおかしくはない。しかし、そうになっていないのは下記で一連の損害保険契約の最高裁判決のとおりである。また、実際の傷害保険契約におけるモラルリスクは、被保険者の事故招致というよりも、事故自体は偶然のものであるが、大半がこれを理由とする自覚症状を中心とする傷害に対する通院頻度の高い医療保険金の請求事案あるとも指摘されている⁽⁸⁷⁾。この指摘を前提にすると、学説が懸念するモラルリスクと実際に生じているモラルリスクの間には齟齬があることになる。

次に、裁判所の認識としては、最判平成18年6月1日民集60巻5号1887頁⁽⁸⁸⁾は、被保険車両の水没の事案で、「火災保険契約と車両保険契約とで事故原因の立証の困難性が著しく異なるともいえない」と言及している。この点、学説は、具体例として車両の水没の場合には目撃者がいない事

(85) 社団法人日本損害保険協会編・わが国における保険金詐欺の実態と研究 80頁(2008年)。本資料は、神谷・前掲註(65)も参照されている。

(86) 社団法人日本損害保険協会・前掲註(85) 79頁。

(87) 日野一成「対人・対物賠償責任保険における事故の偶然性の立証責任」鹿児島経済論集 59巻2号 184頁(2018年)。松田武司「傷害保険契約における保険事故」保険法改正の論点 288頁(2009年・法律文化社)が「傷害保険のみが、保険料が極めて安価であるうえに被保険者が自らの生存中に詐取保険金を取得し使用できる保険種類である」とされるのも同旨かと思われる。

(88) 出口正義・損害保険研究 68巻3号 263頁(2006年)、野口恵三・NBL847号 47頁(2006年)、桜沢隆哉・法律のひろば 60巻7号 63頁(2007年)、大澤康孝・判例評論 581号(判例時報 1965号) 196頁(2007年)、肥塚肇雄・ジュリスト 1332号 111頁(2007年)、栗田和彦・私法判例リマックス 35号 100頁(2007年)、藤井正夫・判例タイムズ 1245号 145頁(2007年)、滝澤孝臣・金融・商事判例 1275号 2頁(2007年)、神谷高保・保険法判例百選 88頁(2010年)。

態は想定しがたいが、溺死の場合は目撃者がいない場合が多いだろうとされてる⁽⁸⁹⁾。しかしながら、目撃者の有無とは別に人が死んでいる以上、警察は捜査するものと考えられる。そして、判例は、刑事事件で黒と認定できない場合には、やはり民事事件においても黒とすることに躊躇すると指摘されていることからすると⁽⁹⁰⁾、捜査の結果が保険金の支払決定に影響することになる。そうだとすると、モラルリスクの程度というのは保険種目のほかにも考慮する要素があることから、一概に傷害保険契約のみ立証責任の所在に影響するほど高いとは言えないと思われる。保険種目ごとに、モラルリスクの有無や程度を区別することは困難である⁽⁹¹⁾。

学説も、実際の訴訟においては、単なる主張立証責任の点だけから、勝敗が決定することは、それほど多くはない。裁判官の多くは、偶然性や故意について積極的に事実認定して、勝敗を決めていると思われる。最終的には、保険金請求者の主張と、保険会社の主張のいずれがより合理的で、より常識に合致するかで、結論が分かると指摘されている⁽⁹²⁾。

以上からすると、モラルリスク対策は、立証責任の所在ではなく、立証の程度や、事実認定や審理のあり方の工夫によって解決されるべきであることから⁽⁹³⁾、立証責任の所在を決定する要素にはならない。最判平成13年4月20日が判示するように、可能性の域にとどまっているのであれば、尚更である。

4 一連の損害保険契約の最高裁判決との比較

(1) 一連の損害保険契約の最高裁判決およびこれらに対する学説の評価
最判平成13年4月20日以後に、各種損害保険契約における偶然性の立証

(89) 江頭・前掲註(2)197頁。

(90) 勝野義孝・生命保険契約における信義誠実の原則—消費者契約法の観点をとおして—468頁(2002年・文眞堂)。

(91) 佐野・前掲註(63)14頁、豊浦伸隆・判例タイムズ1248号72頁(2007年)。

(92) 藤田哲「車両保険金請求事件の立証責任と立証方法」法政論集227号104頁(2008年)。

(93) 寺本嘉弘「火災保険金請求の立証責任—最判平13・4・20の適用範囲—」判例時報1868号12頁(2004年)。

責任の所在に関する最高裁判決が下された。それらは、要旨、以下のようなものである。

最判平成16年12月13日民集58巻5号1178頁⁽⁹⁴⁾は、店舗総合保険契約を締結した建物内で火災が発生して、同建物内の居室が焼損等したというものである。そして、本件店舗総合保険契約の約款においては、偶然性が含まれていなかった。最高裁は、第一に、改正前商法665条と同641条の関係、第二に、火災保険契約は、火災によって被保険者の被る損害が甚大なものとなり、時に生活の基盤すら失われることがあるため、速やかに損害がてん補される必要があることから締結されるものであること、第三に、一般に、火災によって保険の目的とされた財産を失った被保険者が火災の原因を証明することは困難であることを理由として、保険金請求者は火災発生が偶然のものであることの立証責任を負わないとした。

前掲最判平成18年6月1日は、自家用自動車総合保険契約の被保険自動車車が水没したことから、車両保険金の支払いが問題となったものである。本件で問題となった約款の保険事故規定は「当会社は、衝突…その他偶然な事故によって…被保険自動車…に生じた損害に対して、この車両条項および一般条項に従い、被保険自動車の所有者…に保険金を支払います」というものである。このように具体的な事故を列挙した後で「その他偶然な事故」と包括的に保険事故を定めている本件自家用自動車総合保険契約は、オール・リスク保険である⁽⁹⁵⁾。最高裁は、本件の約款は改正前商法629条の「偶然ナル一定ノ事故」を本件契約に即して規定したものであり、保険金請求者は、事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることの立証責任を負わないとした。

最判平成18年6月6日判時1943号14頁⁽⁹⁶⁾は、前掲最判平成18年6月

(94) 榑・前掲註(66)913頁、山野嘉朗・判例タイムズ1170号110頁(2005年)および保険法判例百選58頁(2010年)、石田満・損害保険研究67巻1号237頁(2005年)、松並重雄・法曹時報59巻1号275頁(2005年)、笹本幸祐・私法判例リマックス32号100頁(2006年)、野村直之・判例タイムズ1215号156頁(2006年)、飯田秀総・法学協会雑誌124巻1号278頁(2007年)。

(95) 山下・前掲註(84)519頁。

(96) 野口・前掲註(88)47頁、大澤・前掲註(88)196頁、滝澤・前掲註(88)2頁。

1日と同じ約款の車両保険が付保された被保険自動車に複数のひっかき傷がつけられたものである。最高裁は、本件約款は改正前商法 629 条と同旨であり、約款中の免責事由は同 641 条と同旨であると判示して、保険金請求者は、事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることの立証責任を負わないとした。

最判平成 18 年 9 月 14 日判時 1948 号 164 頁⁽⁹⁷⁾は、オール・リスク保険であるテナント総合保険契約が付保されていた店舗建物が火災により全焼したものである。最高裁は、本件約款は改正前商法 629 条と同旨であり、同 641 条にも言及し、前掲最判平成 18 年 6 月 1 日を参照した上で、保険金請求者は事故の発生が保険契約者等の意思に基づかないことであることの立証責任を負わず、保険契約者等の故意または重過失で保険事故が発生したことは保険者が免責事由として立証責任を負うとした。

最判平成 19 年 4 月 17 日民集 61 卷 3 号 1026 頁⁽⁹⁸⁾は、「衝突…その他偶然な事故」によって被保険自動車に生じた損害および「被保険自動車の盗難」による損害を保険事故と規定し（本件条項 1）、保険契約者、被保険者の故意により生じた損害に対しては保険金を支払わない（本件条項 2）と規定している家庭用自動車保険契約の被保険自動車がマンションの駐車場から持ち去られたものである。最高裁は、前掲最判平成 18 年 6 月 1 日および前掲最判平成 18 年 6 月 6 日を参照して本件条項 1 が改正前商法 629 条、本件条項 2 が同 641 条と同旨であり、盗難とは占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転であると解することができるが、保険事故が保険契約者等の意思に基づいて発生したことは本件条項 2 により保険者において免責事由として

(97) 滝澤・前掲註 (88) 2 頁、福田弥夫・損害保険研究 69 卷 1 号 327 頁 (2007 年)、岡田豊基・民商法雑誌 136 卷 3 号 378 頁 (2007 年)、山下典孝・新・判例解説 Watch 速報判例解説 1 号 145 頁 (2007 年)、新井修司・私法判例リマックス 36 号 102 頁 (2008 年)。

(98) 豊浦・前掲註 (91) 62 頁、野口恵三・NBL857 号 71 頁 (2007 年)、永石一郎・金融・商事判例 1279 号 2 頁 (2007 年)、高橋譲・ジュリスト 1362 号 113 頁 (2007 年)、草野真人・別冊判例タイムズ 22 号 174 頁 (2008 年)、山野嘉朗・判例評論 588 号 (判例時報 1987 号) 200 頁 (2008 年)、山本哲生・私法判例リマックス 37 号 104 頁 (2008 年)、伊勢田道仁・法と政治 59 卷 2 号 187 頁 (2008 年)、石田満編・保険判例 2009 [石田満] 8 頁 (2009 年・保険毎日新聞社)、加瀬幸喜・保険法判例百選 90 頁 (2010 年)、三原園子・関東学院法学 24 卷 4 号 81 頁 (2015 年)。

立証すべき事項であり、保険金請求者は、被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車とその所在場所から持ち去ったことという外形的な事実を立証すれば足り、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることの立証責任を負わないとした。

最判平成19年4月23日判時1970号106頁⁽⁹⁹⁾は、ショッピングセンターの屋上の駐車場に駐車していた一般自動車総合保険契約の被保険自動車が盗難にあったものである。本件においては、「衝突…その他偶然な事故」によって被保険自動車に生じた損害および「被保険自動車の盗難」によって生じた損害に対して保険金を支払う旨の規定(本件条項)が存在していた。最高裁は、前掲最判平成18年6月1日および前掲最判平成18年6月6日を参照した上で、本件条項は改正前商法629条と同旨であるとした。そして、前掲最判平成19年4月17日と同旨を判示した(ただし、立証すべき外形的事実の内容がより明確にされているという相違はある⁽¹⁰⁰⁾)。

これらの一連の損害保険契約の最高裁判例に対して、学説は、概して肯定的に評価している。つまり、いずれの最高裁判例も約款がどのように規定しているかにかかわらず、約款規定が改正前商法下の条文のいずれに相当するかを論じていることから、最高裁の立場は、実定法の規定がある保険種目の場合には、それを前提に約款規定を解釈するということである⁽¹⁰¹⁾。また、これらのうちで立証責任の分配の実質的理由を述べているのは前掲最判平成16年12月13日のみであるが⁽¹⁰²⁾、そこでは、第一に改正前商法665条と同641条の関係、第二に、火災保険契約は、火災によって被保険者の被る損害が甚大なものとなり、時に生活の基盤すら失われることがあるため、速やかに損害がてん補される必要があることから締結されるものであること、第三に、一般に、火災によって保険の目的とされた財産を失った被保険者が火災

(99) 豊浦・前掲註(91)62頁、野口・前掲註(98)71頁、永石・前掲註(98)2頁、草野・前掲註(98)174頁、山野・前掲註(98)200頁、伊勢田・前掲註(98)187頁、石田満編・保険判例2009〔石田満〕188頁(2009年・保険毎日新聞社)。

(100) 山野・前掲註(98)207頁。

(101) 大澤・前掲註(88)199頁。

(102) 佐野・前掲註(63)5頁。

の原因を証明することは困難であることが理由とされていた。第一の理由が形式的な根拠であり、第二の理由および第三の理由が実質的な根拠となる。第二の理由および第三の理由が説得力のある根拠となりうるかはともかくとして、第一の理由がきわめて重要である⁽¹⁰³⁾。つまり、条文相互の関係が肝要である。

なお、モラルリスク対策と関係することであるが、最判平成13年4月20日と異なり、いずれの最高裁判例も不正請求について言及がない。このことは、損害保険契約よりも傷害保険契約のほうが不正請求を抑止するという要請が強く働くために立証責任が転換されるという政策的配慮とは異なることを明確にするためとか、損害てん補の契約か否かでモラルリスクの程度が異なるためと説明されている⁽¹⁰⁴⁾。

いずれにしても、一連の損害保険契約の最高裁判例と比較すると、その結論において、最判平成13年4月20日が「浮いた存在」⁽¹⁰⁵⁾であることは否定しがたい。

(2) 傷害保険契約と一連の損害保険契約との異同

最判平成13年4月20日とそれ以降の一連の損害保険契約の最高裁判例においては、偶然性の立証責任の所在に相違があるが、それは妥当なものであろうか。ここでは、双方の相違であるところの問題となっている偶然性の意義および実体法規の有無の点から両者の異同について検討したい。

まず、偶然性の意義であるが、通説によると、傷害保険契約における偶然性とは、被保険者の意思に基づかないこと、故意ではないことである。これに対して、損害保険契約における偶然性とは、契約締結時に事故の発生・不発生が不確定であることをいう⁽¹⁰⁶⁾。つまり、傷害保険契約における偶然性は故意とは両立しないが、損害保険契約における偶然性はそうではなく、免

(103) 甘利・前掲註(38)158頁、榊・前掲註(66)922頁、笹本・前掲註(94)103頁、飯田・前掲註(94)288頁。

(104) 笹本・前掲註(94)103頁、飯田・前掲註(94)282～283頁。

(105) 山下友信「保険法現代化の意義」ジュリスト1368号68頁(2008年)。

(106) 甘利=福田=遠山・前掲註(1)119頁。

責事由が意義を持つことになる。したがって、立証責任の所在が異なることも納得できないことではない。

次に、実体法規の有無であるが、最判平成13年4月20日は、損害保険契約と生命保険契約の規定のみが存在した改正前商法下の判例であるので、根拠となる規定が約款のみに存在した。言い換えると、「フリーハンド」⁽¹⁰⁷⁾の解釈が認められた時期であった。これに対して、一連の損害保険契約の最高裁判例は、改正前商法下のいずれに問題となる約款規定が該当するかを検討していた。

以上の観点からすると、最判平成13年4月20日と一連の損害保険契約の最高裁判例において、偶然性の立証責任の所在が相違することは不自然ではない。言い換えると、一連の損害保険契約の最高裁判例との比較から傷害保険契約における偶然性の立証責任の所在を決めることはできない。

5 80条との関係

保険法は、任意規定として80条において傷害疾病定額保険契約の免責事由を法定した。同条に着目して傷害保険契約における偶然性の立証責任を保険者に課す学説が唱えられていることは、前述したとおりである。

それでは、任意規定とはいえ保険法が80条を法定したということにより、一連の損害保険契約の最高裁判例の理論が傷害保険契約にもあてはまると考えることはできないであろうかということ、改めて検討したい⁽¹⁰⁸⁾。

保険法が免責事由を法定したということは、まず、一連の損害保険契約の最高裁判例が判示した改正前商法629条と同641条の関係（これは、保険法2条6号と17条に相当する）が、保険法2条9号と80条の関係に相当して、傷害保険契約にも妥当することになる。そして、その傷害保険契約の約款中には両立しない偶然性と故意が存在するのであるが、約款規定中に矛盾があるときには、実定法体系への適合性を考慮して解釈すべきであるとか⁽¹⁰⁹⁾、

(107) 土岐・前掲註(67)36頁。

(108) 甘利公人「傷害保険における『偶然性』—自動車の水没事故にかかる最判平成18年6月1日交民39巻3号595頁—」交通法研究38号16頁(2010年)。

(109) 船越隆司「実定法秩序と証明責任(36・完)—裁判官による法規範の具体的実現と人

保険契約に適用される約款の解釈に当たっては、当該保険契約に関する法令の規定の有無やその内容等も斟酌されるべきものと考えられる⁽¹¹⁰⁾。加えて、実体法規の構造として、商法・保険法が、故意による事故であることの立証責任を保険者に負わせているのは、故意の事故招致による不正請求であることは経験則上やはり異例のことであること、また故意によらない事故であることの立証は一般に困難であることをふまえた立法者の政策判断であると解されている⁽¹¹¹⁾。この点については、民事訴訟法学説も、例外的な事象についてはその事実を主張する者が立証責任を負担するのが公平であるとされていることから⁽¹¹²⁾、例外的な事象である不正請求の立証責任は保険者が負担すべきことになる。

また、判例集において最判平成13年4月20日の参照条文が「商法第3編第10章保険」としているのは、傷害保険契約については商法に解釈すべき条文が存在しなかったためと考えられている⁽¹¹³⁾。そうだとすると、80条が新設された場合は同条にそって解釈する余地があることになる。

これらのことからすると、本稿は、80条に着目して保険者に偶然性の立証責任を課す学説に賛成したい。

ところで、学説⁽¹¹⁴⁾や裁判例（前掲福島地いわき支判平成8年10月14日、前掲福岡地判平成9年5月9日）は、偶然性は傷害保険契約における保険事故を限定するにあたって本質的な概念であるとして、これを傷害事故概念に取り込んだことで、当事者間の合意により立証責任が保険契約者側に転換されたとされているが⁽¹¹⁵⁾、これらの点については、どのように考えたらよい

間の認識作用—」判例時報1546号153頁（1996年）。

(110) 東京地方裁判所プラクティス委員会第一小委員会「保険金請求訴訟をめぐる諸問題(上)」判例タイムズ1397号8頁（2014年）。

(111) 山下・前掲註(84)531頁。

(112) 新堂幸司・新民事訴訟法〔第6版〕617頁（2019・弘文堂）。

(113) 桃崎剛「保険金請求事件における偶然性の主張立証責任に関する最高裁判決の検討」判例タイムズ1266号106頁（2008年）。

(114) 野嶋＝山岡・前掲註(2)631頁、山下・前掲註(84)536頁、山下丈「傷害保険契約における傷害概念(2・完)―傷害保険法の基礎的研究(1)―」民商法雑誌75巻6号900頁（1977年）。

(115) 潘・前掲註(4)文研論集250～251頁および賠償科学120頁。

か⁽¹¹⁶⁾。

この点については、当該合意は擬制的であるばかりか、この解釈によると、当該合意は故意免責条項を置いている約款を前提としている以上、逆に免責条項を立証責任の分配基準とする合意と解することも可能であり、説得力に欠けると批判されている⁽¹¹⁷⁾。また、偶然性を含んだ傷害概念を中心に考えると、故意免責条項を挿入する必要はなく、約款作成者である保険者がこれを挿入した限りにおいては、保険者が非偶然性の立証責任を負う方が自然であるという批判もなされている⁽¹¹⁸⁾。また、偶然性が本質的概念であることと、その立証責任の所在は別個のものであることから(前掲神戸地判平成8年7月18日)、問題ないものと思われる。

6 重過失免責との関係

傷害保険契約の約款には、従来は故意免責しか規定されていなかったが、保険法施行を機に重過失免責が付加された。これにより、以前から重過失免責を規定していた災害関係特約と同様の免責事由を規定するようになった。この点、前掲名古屋地判平成28年9月26日は、傷害保険契約の約款が重過失免責を付加したこと以外に改訂されていないことから、80条が設けられたにもかかわらず、当事者間において偶然性の立証責任の所在を変更する意図を有していないことが窺われるとしている。

この点、学説は、免責規定中の一部である故意免責を確認的注意的規定と解するならば、重過失免責を決め手とすることは合理的ではないとされている⁽¹¹⁹⁾。また、重過失免責の有無を改正前商法下の裁判例である前掲東京地判平成3年7月4日、前掲仙台地判平成4年8月20日、前掲東京地判平成

(116) 法制審議会保険法部会第23回議事録44～45頁においては、交通事故傷害保険契約のように偶然性を事件としない傷害保険契約に言及されており、偶然性が本質的な要素か否かについて疑問の余地がある。この点については、交通事故自体が偶然の事故なので、偶然性が本質的要素であることは否定できないと解される(山下友信=米山高生編・保険法解説446～447頁〔潘阿憲〕(2010年・有斐閣)。

(117) 笹本・前掲註(20)153頁。

(118) 山野・前掲註(21)115～116頁。

(119) 山本・前掲註(57)21頁。

9年5月29日、前掲大分地日田支判平成10年7月28日および前掲高松高判平成12年3月9日は、同一の規定中の故意免責と重過失免責の立証責任がそれぞれ保険金請求者と保険者に課されることを肯定している。しかし、この点については、故意・重過失による事故招致は、約款上、並列的な免責事由とされているため、立証責任の面でもこれらを統一的に扱うのが筋であり⁽¹²⁰⁾、同一の約款条項を解釈するのに、立証責任の所在が異なるとするのは技巧的である⁽¹²¹⁾。

それでは、どのように考えるべきであろうか。

従来から、重過失免責の趣旨や範囲については学説上議論があるが、いずれにしても、重過失の立証責任が保険者に課されるという点に争いはない。

特に、故意の立証が困難であることから実体法規が重過失を並置し、重過失は悪意の代替概念であるという学説から考えると⁽¹²²⁾、故意と重過失は、その機能において相当に近似したものである。それにもかかわらず、両者の立証責任の所在が異なるということは不自然である。また、故意・重過失免責の立証責任の所在が異なることを約款規定中の矛盾とまで言うことは難しいものと思われるが、これを規定した80条のうち、片方だけの立証責任を保険者から保険金請求者側に転換したと解釈するのも恣意的であるように思われる。

以上からすると、保険法が80条に重過失免責を設けたことにより、これとの統一的解釈から、故意免責の立証責任は保険者に帰属されたほうが論理的である。

ところで、最判平成13年4月20日の上告受理申立て理由中にも「並列的な免責事由ごとに、立証責任者が異なるとする理由は、あり得ない」とされていた。保険法80条が新設されたことから、再考の余地があるものと思われる。

(120) 潘・前掲註(4)文研論集213頁。

(121) 大阪民事実務研究会「保険金請求訴訟の研究」判例タイムズ1161号10頁(2004年)。
故意と重過失の立証責任の所在が異なることを支持する見解として、潘・前掲註(4)文研論集252頁、堀田・前掲註(2)2546頁、志田原・前掲註(2)819頁。

(122) 田辺・前掲註(4)113頁、石田・前掲註(19)商法IV194頁。

VI 終わりに

本稿は、最判平成13年4月20日以前の学説、これに対する学説の評価および保険法下の議論を確認した上で、保険法下における傷害保険契約における偶然性の立証責任の所在について検討してきた。

検討の視座として、最判平成13年4月20日がいうところの約款の文言解釈およびモラルリスク対策、学説がいうところの一連の損害保険契約の最高裁判例との比較および保険法80条が新設されたこととの関係、そして重過失免責との関係を採用した。

その結果、約款の文言解釈、モラルリスク対策および一連の損害保険契約の最高裁判例との比較は、偶然性の立証責任を決定するための要素とはならなかった。しかし、80条および重過失免責との関係から、本稿は、傷害保険契約における偶然性の立証責任は保険者に帰属するという結論に至った。

なお、民事訴訟法学説によると、従来、立証責任の分配については法律要件分類説が通説的見解であったが、現在では、権利根拠事実、権利障害事実、そして権利滅却事実の区別は一応維持しつつも、立法趣旨や当事者間の衡平の観点からの解釈による修正を認めているおり、これは修正法律要件分類説と言われている(ただし、最高裁がこの考え方を採用しているかは疑問であるとされている⁽¹²³⁾)⁽¹²⁴⁾。また、真偽不明の場合に、どちらの当事者を勝たせた方が当該実体法規の趣旨からみて座りがよいかという観点から、利益考量することになる⁽¹²⁵⁾。保険法の立法趣旨の一つとして消費者保護があり、その観点から利益考量されるということになると、偶然性の立証責任は保険者に課したほうが座りがよいということになるものと思われる。

(沖縄国際大学法学部講師)

(123) 神谷・前掲註(65)190頁。

(124) 小林秀之・民事訴訟法342~343頁(2013年・新世社)。

(125) 高橋宏志・重点講義民事訴訟法(上)[第2版補訂版]547頁(2013年・有斐閣)。

【付記】本稿は、沖縄国際大学沖縄法政研究所共同研究テーマ「沖縄における政策の法」の研究成果の一部である。